

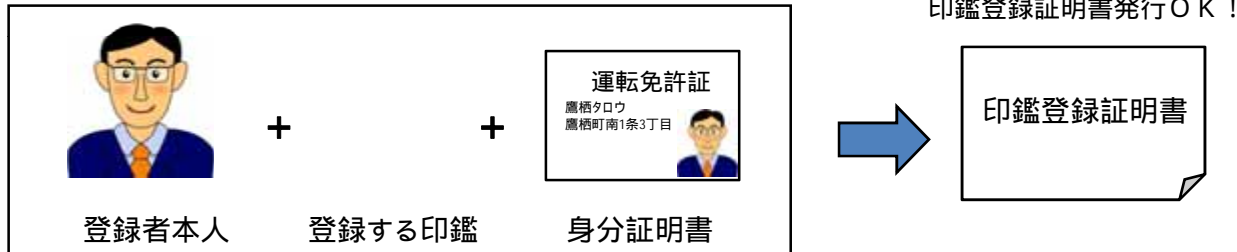
# 一印鑑登録の手続き方法一



## 本人が窓口に来た場合

### 身分証明書等方式 (即日、登録手続き可能)

運転免許証など下記証明書を持参の場合

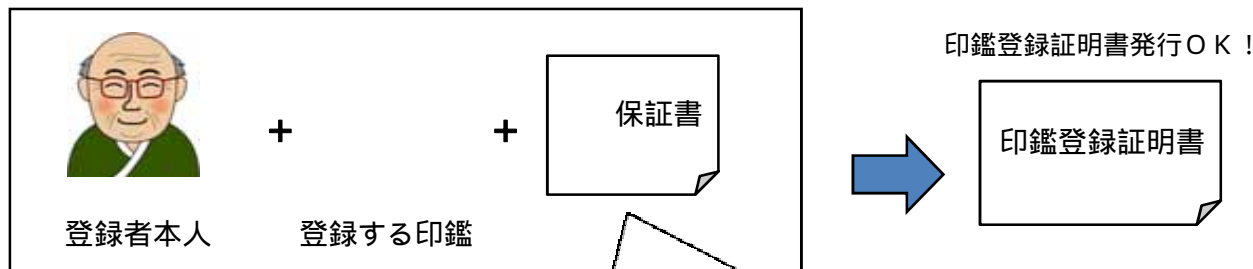


#### 身分証明書とは・・・

運転免許証や住基カードなど顔写真付きの身分証明書の場合は1点確認  
健康保険証・国民年金手帳・福祉医療受給者証など顔写真なしの公的証明書の場合は2点以上確認

### 保証書方式 (即日、登録手続き可能)

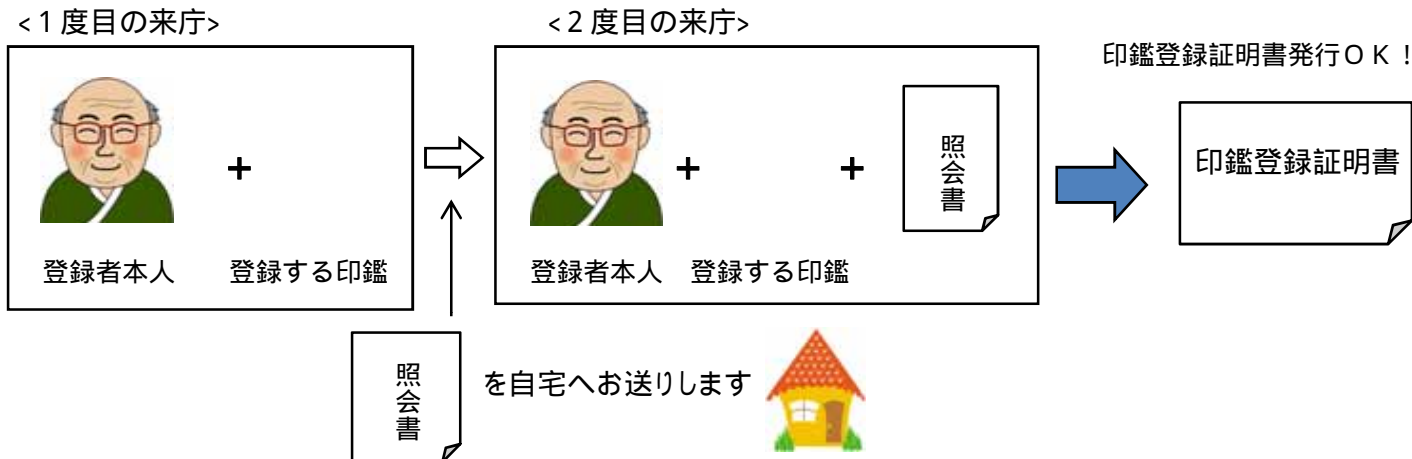
身分証明書がない場合



印鑑登録申請者が本人であることを、本町に印鑑登録をしている方に保証していただくもので、これには保証人の署名及び印鑑登録印の押印が必要です。(用紙は役場窓口にあります)

### 照会書方式 (即日登録にはなりません。郵送による照会のため数日かかります)

身分証明書がなく、保証人もいない場合



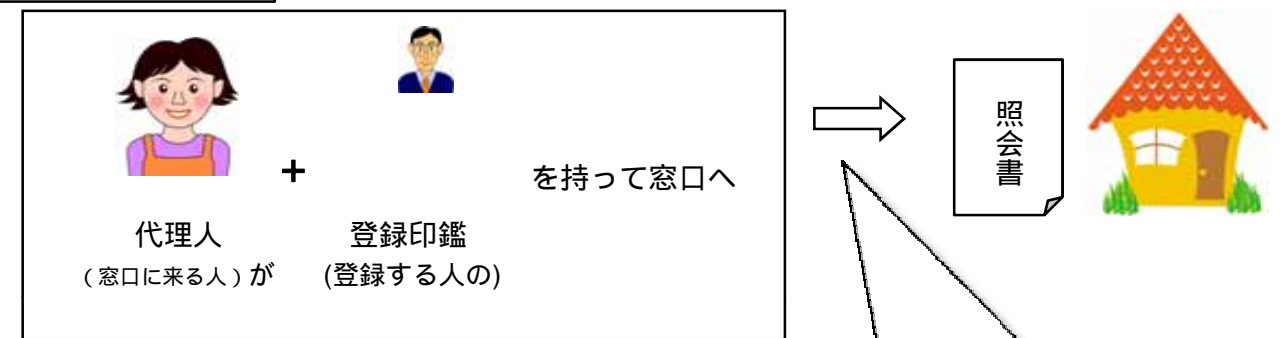
## 代理人が登録申請をするとき ー本人が窓口に来られない場合ー

印鑑登録申請をしたい本人が、病気、その他やむを得ないときは代理人によって登録の申請ができます。

ただし、代理人申請の場合はすべて本人宛に『照会書』を郵送し、登録の意思の確認を行いますので、即日登録はできません。

### 代理人方式 (即日登録にはなりません。郵送による照会のため数日かかります)

#### 1度目の来庁



登録申請を受付けた後、その申請者が本人であることを確認するため自宅へ照会書を郵送します。

『照会書』が届いたら、登録者本人が『回答書』に署名押印してください。  
代理人が『回答書』・『代理人選任届』・『登録する印鑑』を持参してください。  
なお、一度目の代理人と二度目の代理人が違う場合は新たな委任状又は代理人選任届が必要です。

#### 2度目の来庁

